

# 住宅リフォーム支援事業 Q & A

## 1. 申請者要件について

**Q 1** 住宅の所有権は父 1 人で、父は今回リフォームを行いたい住宅には住んでいません。住宅に居住している者は長男家族世帯ですが、申請することはできますか？

A 1 ご相談ください。

**Q 2** 住宅の所有権が祖父 1 人で、祖父は既に亡くなっています。住宅に居住している者は長男家族世帯ですが、申請することはできますか？

A 2 申請することはできません。しかし、建物の所有権移転登記を行い、かつ、2 年以上該当の住宅に継続居住している場合は申請できます。

**Q 3** 住宅の所有権は夫 1 人で、夫は単身赴任で太田市外に居住していますが、申請することはできますか？

A 3 上記に関わらず居住要件が不明な場合は、ご相談ください。

## 2. 建物要件について

**Q 1** 作業場や倉庫は補助対象になりますか？

A 1 対象となりません。『市民の生活に直結する場』という最も簡潔な対象が住宅ということで、住宅リフォーム支援事業の限りある予算を有効に利用するための最小限の枠とさせていただいています。

**Q 2** 以前に美容店を経営していたため、併用住宅となっています。現在は、理容店を辞めたため、この部屋を住宅の部屋として改修したいのですが、補助の対象となるでしょうか？

A 2 対象となります。ただし、理容店を辞めたことが証明できる資料（廃業届、確定申告書等）を添付して頂く場合があります。

**Q 3** 現在、美容店を経営しているため、併用住宅となっています。住宅部分も含めて、屋上防水改修と外壁改修工事を行いたいのですが、補助の対象とすることができますか？

A 3 住宅部分のみ対象となります。住宅の専有率を床面積、工事面積等の合理的な方法で算出しますので、図面等の提出は必ず行ってください。

## 3. 施工業者について

**Q 1** 元請施工業者が市内に本店のある法人または、市内に事業所を構える屋号をもつ個人事業者であれば、どこの施工業者でも良いのですか？

A 1 施工業者は本事業の主旨及び制度を理解して実施して頂くことを要件に本事業に登録が認められた登録業者となります。

**Q 2** どの業者が良心的で施工が上手か分かりません。市で斡旋してもらえませんか？

A 2 市では斡旋を行えません。登録業者一覧を参考に問い合わせてください。登録業者は各事業者の施工の品質を保証するものではありません。工事費が適正であるか確認するため、なるべく複数の業者から見積もりを取ることをおすすめします。

## 4. 補助対象工事について

**Q 1** 雨漏りをしているので、早く工事着手したいが、交付決定通知を待たずに工事着手できないか？

A 1 本事業では、緊急性を要する工事は補助の対象外となります。補助の対象とする

場合は、応急処置（補助の対象とはならない）をしていただき、交付決定通知を待ってから本工事に着手してください。応急処置で本設足場を行った場合は、事前にご相談ください。

**Q2 住宅リフォーム補助金のことを知らずにリフォーム工事を行ってしまいました。申請者要件、建物要件、施工業者要件も満たしていたので、補助を出してもらえないでしょうか？**

A2 交付決定通知発行後の工事着手要件が満たされていないので、補助をすることができません。

**Q3 工事の金額が妥当かどうか、市で判断してもらえないですか？**

A3 工事代金の妥当性などについては、市では個別に判断できません。市では、補助の要件にあっているかどうかについてのみ審査します。

**Q4 補助の申請前に契約しているが、補助の対象とすることはできますか？**

A4 申請前に契約していただいても問題ありません。ただし、交付決定通知前に、前払金の支払いを行った場合や工事の着手を行った場合は、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

## 5. 申請について

**Q1 住宅の所有者が申請書を窓口を持って行っても良いか？**

A1 補助対象の内容等に関するトラブルを防ぐため、登録業者に申請手続き等を行ってもらうこととしておりますので、ご理解ください。

**Q2 市から現場確認等に来るのですか？**

A2 申請に疑義が生じた場合、事前着工確認や出来形確認等のために、市が現場確認することがあります。

**Q3 申請期間前に予算に達してしまっただけの場合はどうなりますか？**

A3 予算に達し次第、受付を終了します。そのため、予算終了締切間際の場合、申請をお預かりしても補助金が出せない場合がありますのでご了承ください。できるだけ早めに工事内容の確定をし、申請をしてください。

**Q4 年度内に補助金は何回でも申請できますか？**

A4 年度内1回の申請に限ります。住宅が共有名義で既に申請がある方以外の方（申請人と違う住宅所有者）からの別の申請が提出された場合は、最初の申請を有効とし、後からの申請は却下となります。

## 6. その他

**Q1 なぜ現金でなく、太田市デジタル金券（OTACO）での支給なのですか？**

A1 市内の経済活性化のために行う補助金のため、金券で支給することにより、交付される補助金が太田市内で使用されることとなり、太田市経済の2次的波及効果を期待しています、どうぞご理解ください。

**Q2 補助金交付決定書に記載のある補助金交付予定額が20万円なのに、実際の補助金確定額は15万円となったがなぜでしょうか？**

A2 工事内容、実工事費の変更があった場合など、補助金交付予定額から補助金確定額に変わる場合もありますので、ご注意ください。